

電気需給約款等変更に関するお知らせ

平素より、東京ガスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。
表題につきまして、電気事業法にもとづき、その内容を下記の通りお知らせいたします。
なお、これらに伴い、お客さまに行っていただくお手続きはありません。

記

2019年10月1日より、電気需給約款等が以下の通り一部変更となります。

■変更の対象となる電気需給約款等

- ・電気需給約款
- ・電気料金メニュー定義書(ずっと電気1S、ずっと電気1、ずっと電気2、ずっと電気3)
付帯メニュー定義書(ガス・電気セット割(定額A))


■主な変更概要

- ・2019年10月1日の消費税率引き上げに伴い、2019年10月1日付で、当社の電気料金メニューおよび付帯メニュー定義書について、消費税率引き上げ相当分を反映して料金表を改定。
- ・今後、消費税率が変更された場合は、変更後の税率に基づき精算する旨を記載。その他所要の変更を実施。

■(参考) 2019年10月1日の消費税率引き上げに伴う電気料金の取り扱いについて

- ・上記消費税率引き上げに伴い、同日より当社のガス・電気料金の消費税額を税率10%相当に見直します。
 - ・ただし、2019年9月以前から継続して当社のガス・電気をご使用のお客さまの場合、10月中に行うガス検針・電気計量分には8%、11月以降に行うガス検針・電気計量分には10%の消費税率を適用いたします。
- 〈注〉警報器リース・メンテナンス契約・マイツーカー料金・床暖房賃貸料に適用する消費税率の扱いは、電気料金と異なります。

ご不明点は以下窓口へお問合せください。

<p style="text-align: center;">東京ガス お客さまセンター 0570-002239 (ナビダイヤル) (IP電話等ナビダイヤルをご利用になれない場合) 03-6735-8787 受付時間 : 月～土 : 9時～19時 日・祝 : 9時～17時 ※ナビダイヤルはNTTコミュニケーションズ㈱のサービスです。電話料金はお客さまのご負担となります。 http://info.tg-power.jp ※本お知らせ内容は当社ホームページでもご確認いただけます。</p>	
---	---

※ 本書面を郵送させていただくお客さまについては、当社からお送りする他の書面と前後する可能性があります。予めご了承ください。

以上